

平成26年度 第2回新居浜市健康都市づくり推進協議会

日時：平成27年1月20日（火） 13:00～14:00

場所：保健センター3階 大会議室

出席者：中山会長・岡部副会長・加藤委員・松木委員・加地由委員・秦委員
続木委員・仙波委員・藤田一委員・藤田恭委員・頼木委員・加地裕委員
横井委員（代理）・寺田委員・多田羅委員

事務局：河野・木戸・近藤・伊藤・横山・岡部・矢野
防災安全課木村

欠席者：近藤委員・渡邊委員・山崎委員・遠藤委員・高橋委員・明石委員

傍聴者：なし

事務局
（近藤）

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻がまいりましたので、ただ今から、「第2回新居浜市健康都市づくり推進協議会」を開催いたします。

本協議会は「新居浜市審議会等の公開に関する要綱」に基づき傍聴席をもうけております。本日の傍聴はございません。

なお、本日近藤委員様、渡邊委員様、山崎委員様、遠藤委員様、高橋委員様、明石委員様は欠席でございます。

会に先立ちまして、新居浜市長より御挨拶を申し上げます。

市長

みなさん、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中を、「平成26年度 第2回新居浜市健康都市づくり推進協議会」に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素から新居浜市の保健福祉事業の推進につきまして、御支援、御協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

新しい年を迎えましたが、本年度で団塊の世代が75歳以上となる2025年まで、10年となります。御承知のとおり、高齢化の進展とともに高齢者介護や高齢者医療が大きな社会問題となっておりますが、これらの問題を解決するために、健康寿命を延ばすということを本市の政策課題としており、「健康都市づくり」をテーマとして政策懇談会に御審議いただき、昨年12月3日に、生活習慣病対策や食育の推進、スポーツの振興など、効果的な取組について御提言いただきました。御提言いた

いただきました内容につきましては、これまでに実施してきた事業の検証をしながら、新年度からの実施、あるいは中長期的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、これまで以上に御指導、御協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日の協議会の議題は、「新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）」についてでございます。平成24年4月に施行されました「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、国・県・市町村におきましては、それぞれ行動計画の作成が義務付けされております。これを受けまして、国、県の行動計画が策定され、新居浜市におきましても「新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」の作成に着手しているところでございます。

新型インフルエンザ等が万が一、発生した場合は、行政だけでなく、医療機関の皆様、福祉関係者の皆様、地域の各種団体の皆様に御協力していただかなければ対応することができない部分がございますことから、委員の皆様方から忌憚のない御意見をいただきまして、より良い行動計画を作成してまいりたいと考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局
(近藤)

ありがとうございました。

ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

それでは、この協議会の会長であります、中山会長より御挨拶をお願いします。

議長
(中山会長)

本日はお忙しい所「新居浜市健康都市づくり推進協議会」にお集まりくださりましてありがとうございます。

西アフリカで発生したエボラ出血熱もまだ終息されていませんが、北朝鮮は海外で仕事している北朝鮮人の帰国を認めない、いわゆる鎖国状態になっていると報道されています。

今、日本はそこまで緊迫した状態ではありませんが、鳥インフルエンザが新型インフルエンザに変貌し、パンデミック状態になる前に対策を講じなくてはなりません。今回は「新型インフルエンザ等対策行動計画」について協議していただきたいと思っております。それではよろしく願いいたします。

事務局
(近藤)

ありがとうございました。
それでは、これからの進行は要領第5条の規定によりまして、中山会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長
(中山会長)

それではただ今より、お手元の会次第にそって、議事を進めてまいりたいと思っております。
議題に入る前に、新型インフルエンザ等対策特別措置法について事務局から説明をお願いします。

事務局
(木戸)

新型インフルエンザ等対策特別措置法について説明いたします。
事前にお配りしております、特措法の資料を御覧ください。
新型インフルエンザは、これまで人の間で流行を起こしたことの無いインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったものです。
毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なりまして、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を持っていないために、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行(パンデミック)になる恐れがあります。
平成21年に発生しました新型インフルエンザは、日本では死亡率も低い水準にとどまりましたが、現在も東南アジアなどを中心に、トリからヒトへ感染するH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが散発的に発生しています。それが変異して、ヒトからヒトに感染するようになった場合は、多くの人命が失われる恐れがあり、社会的混乱も予想されます。
このような、新型インフルエンザ発生時に、国民の生命と健康を守り、生活や経済に及ぼす影響を最小限となるようにするために、平成24年に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定されました。
資料2を御覧ください。新型インフルエンザ等対策の方針は、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること、社会・経済を破綻に至らせない、この2点を主な目的として、迅速な対策のための明確な体制を構築します。
資料3を御覧ください。特措法では、『国、都道府県、市町村の「行動計画」作成や、物資・資材の備蓄、訓練、知識の普

及に関する事、指定公共機関等の指定に関する事』『国、都道府県の対策本部の設置や、新型インフルエンザ等緊急事態における市町村対策本部設置に関する事』『特定接種の実施、海外発生時の水際対策』など体制整備などについて定めています。

「新型インフルエンザ等緊急宣言」は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的な急速なまん延によって、生活や経済に大きな影響を及ぼしそうになる「緊急事態」に行われます。

この宣言により、赤で囲んでいます①から⑨などの措置を必要に応じて行うことが定められています。

新居浜市は、平成21年6月1日に「新居浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を作成しておりますが、この特措法に基づき国の行動計画、愛媛県の行動計画を踏まえて、新たに、今回、行動計画(案)を作成しました。

以上で、新型インフルエンザ等対策特別措置法の説明を終わります。

議長
(中山会長)

議題(1)「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」について、西条保健所の加地委員様より説明をお願いします。

加地委員

それでは、説明させていただきます。先ほど事務局の方からも説明がありまして、重複するところもありますが、平成21年に発症いたしました新型インフルエンザ H1N1 の経験を踏まえて、政府の方は平成23年9月に新型インフルエンザ対策行動計画の改定をされました。それは、新型インフルエンザ対策の更正をするということで各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性が求められたということで改定をしております。

先ほど言いましたように新型インフルエンザ対策特別措置法が H24年に公布されましたが、それも政府の行動計画の実行性を高めるという意味で新型インフルエンザ発生時に国民の生命と健康を守り国民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるようにするというので、措置法を施行しております。

愛媛県の新型インフルエンザに関しましては行動計画を立てておりましたが、先ほど言いました平成21年の新型インフルエンザを受けまして、平成25年の12月に新型インフルエンザ等対策行動計画を改定しております。これは、県のホームペ

ージで公開しております。それに伴いまして、平成26年3月にはガイドラインを策定しております。これは、暫定的なものなので、今後改定が必要ですが策定しております。

県としましては、平成26年度におきまして、指定地方公共機関の指定というものに取り組んでおります。これに関しましては、国の方でも定めておりますがそれぞれの都道府県においても地方公共機関を定めております。その中には、医療関係でありますとか、ガイドラインの関係での指定というのがあります。特に医療機関のことにつきましては、新居浜・西条管内の場合は、指定地方公共機関といたしまして、新居浜市の場合住友別子病院・十全総合病院を指定にしております。また、行政の病院は当然公共機関となりますので、新居浜県立病院・愛媛労災病院などもそういった公共機関となっております。

平成26年度はそういう形にしております。毎年行動計画に沿いました訓練を県で実施しております、西条保健所でも年に1度は実践的な訓練を行いながら行動計画の見直しをしていかなければならないと感じております。今回、新居浜市さんの方が行動計画を立てていただくということで、県に関しましては県内の市町に策定をお願いしているのですが、熱心に取り組んでいただいて、大変ありがたく思います。以上です。

議長
(中山会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問・御意見はございませんか。(質問・意見無)

それでは議題(2)「新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」素案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要について説明させていただきます。

計画の位置づけですが、特措法第8条第1項の規定により、先ほど西条保健所の加地委員さんから説明がありました「愛媛県行動計画」に基づいた市町村行動計画として作成いたしました。

対象となる感染症は、「新型インフルエンザ等感染症」と「新感染症」です。「新感染症」は、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるものに限定されています。

「新型インフルエンザ等感染症」には、新型インフルエンザ

と再興型インフルエンザがあります。「再興型インフルエンザ」というのは、過去に世界規模で流行して、その後、長期間経過して再び全国的に大流行し、国民生活や健康に影響を与える恐れのあるインフルエンザです。

次に、市行動計画の構成についてですが、大きく3つに構成しています。

Iの「はじめに」では、新型インフルエンザ等対策特別特措法の制定、国や県のインフルエンザ対策の取組の経緯、市の行動計画の作成について記載しています。

IIの「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針」では、対策の目的及び基本的な対策、基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、対策の基本6項目、発生段階について記載しています。

基本の6項目は、(1)実施体制(2)サーベイランス・情報収集(3)情報提供・共有(4)予防・まん延防止(5)医療(6)市民生活及び市民経済の安定の確保です。ここでは、この基本6項目について具体的な対策を記載しています。

行動計画(案)の2ページから17ページになります。

IIIの各段階における対策では、インフルエンザ発生の各段階ごとに、状況、目的、対策の考え方と、基本6項目の個別の対策を記載しています。各項目においては、担当する主な市の部局を記載しています。

行動計画(案)18ページから38ページになります。

次に、新型インフルエンザ等対策の目的ですが、行動計画(案)は2ページです。

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する、②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする、ことを主な目的として対策を講じます。対策により、医療体制の整備、医療の確保を行い、重症者や死亡者数を減らしたり、地域や職場の感染拡大を防止します。

次に、インフルエンザ対策の効果の概念図です。行動計画(案)3ページです。

対策を行うことにより、感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせます。ピーク時の患者数をなるべく少なくし、医療提供のキャパシティを超えないようにして、必要な患者が適切な医療を受けることができるようにします。

次に、対策実施上の留意点ですが、行動計画（案）4ページです。

対策の実施においては、（１）基本的人権の尊重、（２）危機管理としての特措法の性格、（３）関係機関相互の連携協力の確保、（４）記録の作成・保持に留意して行うこととします。

次に、発生時の被害想定です。行動計画（案）は5ページです。

新居浜市の被害想定は、国、県が示した過去に世界で大流行したインフルエンザデータから推計結果を、平成22年度国勢調査人口に当てはめて、被害想定を行いました。

人口の約25%がり患した場合、患者数30,434人、医療機関受診者数24,311人となります。致命率による算定では、中等度の1日当たり最大入院患者数は110人、死亡者数は186人、重度の最大入院患者数は350人、死亡者数は608人と想定しました。

また、社会への影響として労働者の欠勤率は5%程度と考えられていますが、家族のり患による看護などによりピーク時には最大40%程度と想定されます。

次に、対策推進のための役割分担ですが、計画（案）は6ページです。

インフルエンザ対策は、社会全体で取り組むことでその効果が発揮されることから、国、県、市の役割、医療機関等の関係機関や市民それぞれが役割を分担した上で、連携・協力して推進します。

市の役割は、行動計画の策定及び発生に備えた準備の推進、市対策本部設置、医師会等関係機関との連携による対策の推進、健康相談、ワクチン接種、生活支援、要援護者支援などです。

次に、実施体制ですが、計画（案）8ページです。

新型インフルエンザ等が発生し、国、県が対策本部を設置した場合は、市対策本部を任意で設置します。また、国の緊急事態宣言後は、特措法に基づく対策本部に位置付けられます。

市長を本部長とし、副本部長、本部員、事務局で構成されます。対策班は、副市長を班長として関係部局長で構成され事務局は保健センターに置きます。市対策本部が設置されていない時期において、必要な情報共有・現状把握、必要な会議などを行います。

次に、発生段階ですが、計画（案）は18ページです。

インフルエンザ対策は感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生段階を設けています。

本市におきましては、県が定める「未発生期」「海外発生期」「県外発生期」「県内発生早期」「県内感染期」「小康期」の6つの発生段階に応じて対策を実施します。

最後に、この行動計画（案）の特徴ですが、対象感染症は、新型インフルエンザだけでなく、新感染症も対象としています。発生段階は、愛媛県が設定し、その移行についても県が国と協議して判断します。実施体制は、市対策本部、市対策班を設置しますが、緊急事態宣言後は、特措法に基づく市対策本部に位置付けられます。予防接種は、特定接種の対象者を明確化し、住民接種の接種対象者・接種順位の基本的な考え方を記載しています。国の緊急事態宣言は、国の宣言時における措置を明記しています。

以上で、新居浜市行動計画（案）の説明を終わります。

本日は、この新居浜市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について、御意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長
(中山会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問・御意見はございませんか。

加藤委員

先ほどの説明の中の役割分担についてですが、指定公共機関について7ページに市医師会が入っていますが、これはあくまで連携してという意味で記載されているのでしょうか。ここに入っていると、医師会自体が公共機関として指定されるかのように誤解されかねますので、これは連携してということでしょうか。

事務局
(木戸)

そうです。連携をしてということですが、これは新居浜市の行動計画ですのでやはり新居浜市の特徴を出すということであえて市医師会ということを入れさせていただいております。

内容といたしましては医師会と連携してということになると思います。

加藤委員	医師会の中でこのような話をしていない状況ですので、公共機関に指定されると責務を有するという事で医師会に持ち帰らせていただけたらと思います。
事務局 (伊藤)	素案の段階ですので、内容については医師会の方でも協議していただきまして検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。
議 長 (中山会長)	他に御質問はございませんか。
仙波委員	文章の中に、サーベイランスという言葉が出てくるのですが、普段聞きなれない言葉なので、調査・監視のことだと思うのですが分りにくいので教えていただけますか。
事務局 (木戸)	サーベイランスとは、調査・監視ということですがなかなか普段の生活の中で使い慣れない言葉ということで、最後に用語解説を設けておまして、43ページのさ行にサーベイランスを入れさせていただいております。 感染症ですとか、経済といった関係の動向を調査する等に使われている用語ですので用語集へ入れております。
議 長 (中山会長)	他にございませんか。
加地裕委員	先ほど指定地方公共機関のお話が出たのですが、指定地方公共機関というのは県が決めさせていただいております。医療関係団体ということで、県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県看護協会ということでそちらの団体は指定させていただき、指定地方公共機関とさせていただいておりますが、市がおっしゃるのは、そういったことが起こった時にいろいろな情報交換や御支援をいただくということで御協力をいただく関係で新居浜市医師会と御明記されているのだと思います。
議 長 (中山会長)	私も、県の医師会は県の方から指定公共医療機関ということで話を聞いております。他にございますか。
加藤委員	パンデミックの際の、指定公共機関になりますが交通機関で

あるとか、近隣市との連携や、メディア等その辺をより詰めていただけると良いと思います。

加地裕委員

季節性インフルエンザが今流行しております。早めの予防対策として、ワクチンが大事になってきまして、新型インフルエンザの場合でも市の方が役割として大きくあるのは予防接種の関係だと思えます。各市町の予防接種の計画というのが大きなメインになると思えますのでそこをしっかりと押さえていただきたいと思えます。行動計画ですので、これは大枠ですがまた、ガイドライン等を作っていただくとと思えますので、その辺りをよろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

以前、新型インフルエンザが出た時に国の方で予防接種の優先順位がありました。医療機関それから公共機関。今回の新型に対しての予防接種ワクチンの優先順位は明記されるのでしょうか。

事務局
(伊藤)

はい、この行動計画の中にも予防接種については国・県を基に明記しております。12ページにありますように『住民接種の対象者分類』というところがありまして、ハイリスク者・小児・成人・若年者・高齢者と分けておりまして、その中で、住民接種の優先順位ということで12ページ13ページに①重症化死亡を可能な限り抑えることに重点にした場合や、②我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、③重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方というのが、国の方で示されています。それに対して、成人若年者・小児・高齢者など、どの順番で接種していくかというのがそれぞれ示されています。これに基づいて新居浜市でも接種をしていくこととなります。

会場についてですが、今回の行動計画では集団接種を原則とするとありますので個別接種ではなく、会場を保健センターや保健所等が学校等に設けてそこで接種することとなります。また、これにつきましては未発生時から具体的に体制を整えていくということなので、新居浜市ではどのようにしていくかということは医師会の先生の御協力なしでは行えないものですので、行動計画策定後、ガイドラインを作成したいと思えますので、

御協力よろしく願いいたします。

議長
(中山会長)

実際、このような事態が起こらないことを願いますが、そうなった場合に一番混乱が生じるのが予防接種の接種順位に差別感が出るとそれだけでパニックになる可能性もあると思いますので、その辺をきちっと周知して、明記していただけたらと思います。

他には、こちらの素案についてはございませんか。それでは今回の協議会委員の皆さんの御意見につきましては、市の方で検討していただき、適宜、行動計画（素案）の修正をして、パブリックコメントを実施してください。よろしく願いします。

続きまして、議題（3）関係機関における感染症等対策の取組について、説明をお願いします。

新居浜市教育委員会 横井委員代理 園部さんお願いいたします。

横井委員代理
(園部)

学校の方ですが、平成21年に新型インフルエンザが流行いたしました時も県教委や保健センターの方からもいろいろ対応していただき、その時のマニュアルが生きており適宜対応しておりました。保護者の方への通知ですとか連絡体制など、その時のマニュアルがそのまま生かされると思います。

議長
(中山会長)

それでは、愛媛県薬剤師会新居浜支部 加地委員さんお願いいたします。

加地由委員

薬剤師会では、前回の新型インフルエンザを踏まえて各薬局で話し合っている最中でございます。

議長
(中山会長)

新居浜市医師会 加藤委員さんお願いいたします。

加藤委員

医師会では新型インフルエンザに対する対策委員会が行動計画等を作っている段階でございます。

議長
(中山会長)

それぞれの委員さんの説明につきまして、何か御質問・御意見はございませんか。

議 長
(中山会長)

今まで未経験の状態というのは実際はかなりシミュレーションをやっても現実には直面するといろいろな問題が起こってくると思いますが、そういった場合でもきちっと対応できる体制だけは整えていく必要があると思います。

医師会も協力できることはやるのですが、医師会だけでなく行政全て含めての行動計画となると思いますので、今回持ち帰っていただいて御意見ございましたら再度提出していただけたらと思います。

最後に議題(4)その他として、御意見はございませんか。

加藤委員

教育委員会が一番把握しやすいのは、学校・保育園ですが国立感染症研究所の方では、非常に有効なシステムが出来ていまして、各学校にコンピュータを導入して養護の先生に出欠状況を入力していただくと、直ちにどの地区でどのような感染症が出ているかというのがすぐにわかるシステムがあります。以前、教育委員会に紹介させていただきました。例えば近隣であれば、四国中央市あたりはそれを使っています。

新居浜市では従来通りの方法による報告しかできていないので、新しい動向を少しでも早くわかると対策がしやすいと思うので、今の報告の方法と比べてそれほど作業に大きな変化はないですが、新しい方法を使うと簡素化できますので、もう一度そういったシステムを使える方向で考えていただけたらと思います。

議 長
(中山会長)

今の加藤委員のお話は、実際に季節性インフルエンザでもどこの学校の何年の何クラスに何人の生徒がインフルエンザで学級閉鎖になっているのかというのがすぐにわかります。我々としても情報を共有しやすいし、医療機関へも感染症情報として流すことができるので、非常に良いシステムだと思うので前向きに検討していただけたらと思います。

藤田一委員

私には、小学生と幼稚園児がいるのですが、幼稚園では園長先生が毎朝貼紙で保護者に何組に何人のインフルエンザがいるのかという情報をわかるようにしてくれています。

小学校では、年末にある学級で半数くらいがお休みしていたり、サッカーの試合では、人数が足りなくなることもあり

ました。学校では状況を把握しているとは思いますが、子どもを守るという形で学校教育課の方に協力していただけると、新型インフルエンザにも対応していけるような力が付いていくのではないかと考えますのでよろしく願いいたします。

議 長
(中山会長)

何か他に御意見はございませんか。それでは事務局お願いします。

事務局
(近藤)

本日はありがとうございました。

今後の予定についてですが、本日御審議いただいた内容を検討し、計画を修正しまして、2月16日から3月9日までパブリックコメントを実施いたします。今年度中には計画を作成して、平成27年6月の議会に報告させていただく予定です。事務局からは、以上です。

松木委員

インフルエンザとは関係ないとは思いますが、新居浜市健康都市づくり推進協議会ということで、歯科医師会の方からお願いがあります。平成26年度の事業で新居浜市歯科医師会では在宅歯科医療連携室整備事業計画に則って、在宅歯科医療連携室の整備を行うことになり、委員会を立ち上げ、1月より活動を開始しています。

在宅歯科医療連携室は、先ほど市長のお話にもありましたが、団塊の世代が2025年に後期高齢者になります。その時期までに、口腔の健康を守るための機関です。

連携室が整備できるまでに、関係各位に周知を図るパンフレットなどを作成いたしますので周知の御協力をお願いいたします。また、介護関係とも連携をとってしていかなければならないと思いますのでよろしく願いいたします。

この事業は、平成27年度までは新居浜市では歯科医師会が主体で行いますが、28年度、29年度からは市町村の地域医療構想の中に入り、行政と連携をとりながら行う事業になりますのでよろしく願いいたします。

議 長
(中山会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

加藤委員

今年は、季節性インフルエンザが警報レベルで流行っています。対策は、予防接種です。今頃になって受けに来る方もいらっしゃいます。10月15日から高齢者の方が補助を受けて予防接種ができますが、時期をより早期に接種できるように調整をよろしくお願いいたします。

前回の新型インフルエンザ発症の際、国立感染症予防研究所のシステムが非常に有効だったようです。ぜひ、実施していただきたいと思います。

議長
(中山会長)

以上をもちまして、本日の会議を終了します。